



参画だより

No. 30

2006.12.22

弘前市民参画センター

平成12年10月に、弘前市の男女共同参画推進の拠点施設として誕生した市民参画センター。利用者数は毎年約3万人近くに上ります。交流まつりは、ふだんセンターを利用している団体が実施委員となり、自分たちの活動を市民に広く紹介し、交流を図るために年1回開催されるイベントです。毎回趣向を凝らした催し物が企画されます。

今年は、NHK弘前支局長の山本和之さんによる記念講演「忍耐の、その先に!!」で幕を開きました。

山本さんは貧しい生活から生まれた津軽女性の手仕事「こぎ

10月28日、「第3回市民参画センター交流まつり」が開催されました。



記念講演は超満員

新弘前市誕生記念 第3回 市民参画センター交流まつり 開催



エコクラブの小学生による酸性雨測定実験



最後はみんなで大合唱

本の朗読劇、人権や環境問題を考えるビデオ上映、活動のパネル展示や工芸品の販売などさまざまな催しが行われ、多くの来場者でにぎわいました。

記念講演に引き続き、絵

ん刺し」や、広島で出会った女性の活動を例に挙げ、「男性のように利益率を追求するのではなく、穏やかな日常を追求できるのが女性の良さ。男性と肩を並べて働くことがすべてではなく、生活者の視点から命を育み、平和を守る活動を続けることも社会参画のひとつの方」など、男女共同参画社会についての考えを述べました。



福祉施設の手工芸品や園芸作物も販売



さまざまな団体が活動をパネルで紹介

前半は「気づきからのはじまり」と題して、川口浩一さん（ATVアナウンサー）が講演。「女性の地位向上や雇用機会の均等などの女性問題は、よく考えてみると、男性のことを考えることになり、女性が差別される社会は、男性をも差別していると気づいた。自分が楽しくいきいきと暮らすには、差別のない社会を自分の周りに築くことが必要」と話しました。

また後半では、生活の見直しや改善をすすめる活動をしている柴祐子さん（弘前友の会）と、子育て支援活動をしている安田雪子さん（ゆうゆう童夢）が活動内容を発表しました。

楽しくいきいき暮らすために



「自分にできる」とは何?」

弘前文学学校 事務局 渋谷江津子さん



勉強風景、皆が真剣です



か、人間が生きるのに一番大切なものは何か?」などなど。年々目まぐるしくなる社会ですが、じつくり物を考え、活字にできる場を作りたいと考えました。

※平成11年～15年の5年間、弘前市主催で男女共同参画社会の推進を目指し、女性のエンパワーメント（力をつける・引き出す）のための機会を提供することを目的として開設された。

◆弘前文学学校とは?
小説、詩、エッセイ、自分史の書き方を基本に、文学的教養、そして、どう生きるかまで学ぶ学校です。

◆「弘前文学学校」をつくったきっかけは?

弘前きらめき女性塾※を終え、自分にできることは何か?と考えました。「男も女も自立するには精神的自立が大事。そのため、自分というものをしっかりと知る必要がある。自分はどこから来て、どこへ行くのか、今自分はどこに立っているのか

◆会員、あるいは仲間を募集していますか?



真夏なのにバックは南極?
まさに白岩です

◆活動内容は?
5人の専任講師と5人の特別講師がいます。文章の書き方はもちろん、生き方、物の考え方などを学んでいます。年1回のレクリエーション（海か山）では親睦を深めています。最後には作品集を出版し、文芸コンクールでは毎年多数の方が入選しています。

◆最後にひと言!

「男女共同参画社会」とはど

◆今後の抱負は?
「文学学校に入つて本当に良かった」と言ってもらえるような学校にしていきたい。「文は人なり」と言います。自分を磨くことが人を感動させる文章を書くことに通じていくと思うので、常に切磋琢磨していく環境を提供していきたいです。

正式には、年度初めに募集しますが、入学はいつでもOKです。現在は約25人が学んでいます。10代から80代と年齢層も幅広く、様々な職業の方もいて、出会いからも学ぶことがたくさんあります。いい出会いが人生を豊かにしてくれています。



入賞記念にパチリ

活動日時	日時・毎月、第一、第二、第三金曜日、夜6時30分から8時30分
場所・市民参画センターを主な会場としています	弘前市広野1-3-23 TEL 0172-88-2427 (渋谷)

男女雇用機会均等法が改正されます

－ 平成 19 年 4 月 1 日スタート －



職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、**性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止**等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

改正のポイント

1. 男女雇用機会均等法関係

- (1) 男女双方に対する差別禁止、間接差別禁止等性別による差別禁止の範囲の拡大。
- (2) 妊娠、出産等を理由とする解雇に加え、不利益取扱いの禁止を新設。
- (3) 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の拡充。
→ 従来の配慮義務を措置義務に拡充し、男性労働者も防止対策の対象に。
- (4) ポジティブ・アクション（女性労働者の能力發揮を促進するための積極的取組）を行う事業主が、その実施状況を開示する際に国が援助できる旨追加。
- (5) 企業名公表や個別紛争解決援助制度の対象となる。
→ 上記(1)、(2)、(3)に加え、母性健康管理についても、企業名公表及び調停等紛争解決援助制度の対象となる。
- (6) 均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料の創設。

2. 労働基準法関係

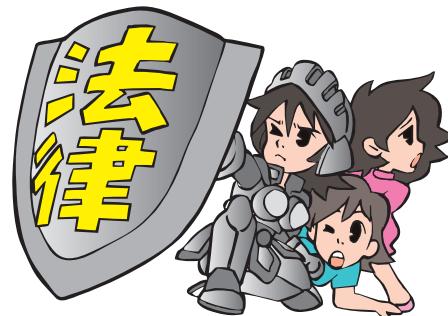
女性の坑内労働について、女性技術者が管理・監督業務を行えるよう、規制を緩和。

問い合わせ先

1. 男女雇用機会均等法関係…**青森労働局雇用均等室**
(TEL 017-734-4211)
2. 労働基準法関係…**青森労働局労働基準部監督課**
(TEL 017-734-4112)

※ 詳しくは厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/>) でもご覧になれます。



弘前市民参画センター

利用場所	年度別		利用者数	
	17年度	16年度		
グループ活動室（有料）	13,160	12,867		
ふれあいホール等（無料）	12,335	15,271		
利用者数計（小計）	25,495	28,138		
見学者	29	88		
合計	25,524	28,226		

平成 17 年度 利用状況報告



↑ 市民参画センター利用者数

↓ 活動室利用目的別件数・人数

利用目的	公共団体		一般団体		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
会議	12	270	349	4,535	361	4,805
講習会・研修会・勉強会・講座	8	210	535	6,902	543	7,112
講演会・フォーラム	6	270	2	70	8	340
その他	11	700	17	203	28	903
合計	37	1,450	903	11,710	940	13,160

↓ レタークーポン利用件数

レタークーポン（無料）	64	団体用ロッカー（有料）	22
-------------	----	-------------	----

さんかくネット

利用件数	17年度		16年度	
	件数	子どもの数	件数	子どもの数
個人	1,213	1,411	1,253	1,438
団体	50	385	57	399
計	1,263	1,796	1,310	1,837

↑ 利用件数・人数

